

【質問内容・大綱三点】

1. 高校教育

- 共学化への移行について
 - ・ 共学化の評価と検証について
 - ・ 共学化の評価・検証に対する説明責任
- 共学化校における教育環境設備計画について
- 平成 23 年度からの新たな県立高校将来構想について
- 学校評議員制のあり方について
- 高校教育と地域社会とのかかわりについて

2. 子育て環境の改善と新しい制度構築

- ・ 待機児童について
- ・ 保育ママ事業の設置の推移と法制度による位置付け
- ・ 乳幼児の医療費助成について
- ・ 出産や育児に関する手続
- ・ みやぎっこ子育て家庭応援事業 P R について

3. 花粉症対策

- ・ 杉花粉の飛散量削減の目標数値
- ・ 花粉発生地域の把握について
- ・ 花粉症対策と事業について
- ・ 花粉症対策のより良い取り組みについて

4. クリーンエネルギーの普及に対する取り組み

- ・ 今後の助成事業について
- ・ 推奨企業の指定や認証制度が必要かどうか
- ・ 住宅関連の補助・助成制度 P R について
- ・ クリーンエネルギー導入の目標について
- ・ エコむすび丸の活用について

【前談】

国民の要求にこたえ切れない社会制度、深刻な不況での雇用環境、社会は人に冷たいという空気が蔓延し、日本が元気をなくしております。私たちにとっての社会の豊かさとは何なのか。社会の豊かさとは、経済の豊かさを第一義とし、我が国では飛躍的な成長を遂げた戦後復興の時代がありました。驚異的な成長で社会は成熟し、資本主義としての社会的格差も必然に生まれ、私たちの人生観、価値観も多様化した現在、社会の豊かさを戦後復興の時代のように当てはめることはできません。しかし、この戦後復興を省みれば、これからもなくてはならない社会の豊かさの一つを私たちは、今、失いかけているのではないのでしょうか。それは、額に汗して働いた者にしっかりと報いるということです。額に汗して働いた者に報いるからこそ、人は、自分は社会のために何ができるのかという公共心を見出し、働きます。そうした人々の心の支え合いが豊かさをつくったと考えます。このような社会へ再生していくのが政治の最も大切な責務であり、今この時代こそ試練のときであると受けとめ、県民皆さまに目に見える行動力でしっかりと取り組んでいかなければなりません。

その一方で、今この瞬間も大変不安を覚えていることがあります。現在の厳しい情勢の中、社会は冷たいと感じさせるマスコミ報道が私たちの目や耳に入らない日はありません。それは、社会は何もしてくれないと過剰に見えてしまうほどです。情報としては事実であっても誇張ぎみに、そんな大人の姿が連続して多感な子供たちの意識にすり込まれていきます。そんな中、子供たちが、自分は社会のために何ができるのかという志と覚悟を持つことができるのでしょうか。子供たちが自分の未来を見据えることができなくなっているのか。これは不安ではなく、現実的な危機となっているのではないのでしょうか。

折しも、2月4日は、暦で立春でありました。立志式という14歳の少年少女への儀式が、県南の大河原中学校で、昭和39年の立春の日に全国に先駆けて行われたことが記録されております。古来、日本では元服として15歳ごろを成人として迎えました。それに倣い、中学2年生の14歳を個人的にも社会的にも重要な年齢であると位置付け、自覚、立志、健康という3つの目標を挙げ、これから社会に出ることの覚悟を促しながら、その成長を家族や地域とともに祝うのがこの立志式であります。県においても指導的立場に立ち、宮城の子供たちの社会に対する志と覚悟の萌芽を促す、このようなすばらしい儀式をぜひとも広く県内に深めていただきたいものです。私も、ことし、立志式を迎えた14歳の純粋な少年少女の志に負けぬよう、みずから立てた志と覚悟を旨といたし、以降、大綱4点について質問してまいります。

〔大綱1点目．高校教育〕

今、宮城県の高校教育の環境は、大きな変革のときを迎えている。それは、地域間の人口偏在、少子化の進行、生徒の多様化など、あらゆる社会環境の変化に対応するためのシステムをもう一度、過去を検証し、責任ある勇気と決断を持って変えなければならない。そして、先人たちが長い歳月を費やし、築き上げてくれた歴史と伝統と文化に象徴される、守らなければならないこと、それらをきっちりと精査し、次の世代へ伝えなければならないのである。

県では、この10年間で、県立高校将来構想に基づき、高校教育の再整備と改編を進めてきている。その中でも特に県民の衆知を集めたのが、全県一学区制と一律共学化である。

来年から始まる全県一学区制の制度移行は、生徒にとっては学校選択の自由が拡大し、高校にとっては生徒に選ばれるための学校づくりがより要請されることから、高校間において切磋琢磨が促され、各高校独自の創意と工夫に基づいた教育が大いに期待されている。また、この制度導入は、宮城県として、県立高校の質全体を上げるチャンスとしなければならない。まさに宮城の未来は、魅力ある高校づくりと一律共学化にあると考える。教育委員会において、賛成、反対の請願がそれぞれ10本ずつ提出され、

その中には、高校生の希薄化が叫ばれている折、来年4月、男女共学化に移行する仙台一高と宮城三女高の現役高校生約150人が県庁を訪れたものもあり、県民の意見に教育委員会がどのようにこたえるのか、その判断が注目された。今回の問題で、学校管理運営に関する指導を行う6人で構成する教育委員会の責務の大きさを新たに県民は知り得たのではないだろうか。それであるがゆえに、教育委員長を初め教育長、そして委員皆様も、将来にかかわるこの問題を考え抜き、そして、寝るに寝られぬ毎日を過ごし、今回の結論が出たものと推察している。

なぜ、今、一律共学化をめぐり県民を二分する意見が寄せられたのかを十分に考える必要がある。その背景には、来年に控える全県一学区制の導入があるのではないだろうか。そして、全県一学区制の準備として、この数年、県教育行政は、魅力ある学校づくりの理念のみが先行され、特に多くの県立高校を有する仙台圏域の高校は、中高一貫教育、新設・改編に伴う学科編成、専門学科のある高校を除けば、魅力ある高校とは何か、県民にとってはわかりづらく、受験を控える中学生においても、進みたい、入りたいという目標やあこがれを伝えることができなかつたかのように考える。

そこで、以下の点について質問する。

質問1. 共学化の評価と検証について

このたび、多くの苦勞をなされ、一律共学化がスケジュールどおりに進めていく決定は承知している。そこで別学から共学に移行した、これまで、そして、これからの取り組みを評価・検証することは極めて重要であり、その評価・検証のあり方を具体的にどのように進めていくのか。

答弁（大村 虔一 教育委員会委員長）

県立学校の男女共学化については、さきの臨時教育委員会で、予定どおり実施する方針を改めて確認したところである。さらに、共学化を含む現在の高校教育改革の取り組みについて、その施策としての合理性、有効性などを多角的視点から客観的に評価・検証し、各種教育施策の改善や計画立案に反映していくシステムを構築したいと考えている。そして、改革に伴い生じるおそれがある現場における不整合の芽のようなものを早期に見出し、今後の高校教育の充実発展につなげる素早い対応を可能にしたい。具体的には、県立高等学校将来構想審議会の次期将来構想の進行管理とあわせて、現在行っている構想での教育改革の成果に係る検証のあり方も御審議していただきたいと考えている。

なお、教育委員会としては、将来の検証作業の予備的な作業として、今年度から、共学化を初めとする教育改革関連データの収集を始めている。

質問2. 共学化の評価・検証に対する説明責任

県立高校将来構想審議会において評価・検証するという部分について、評価・検証するというのは十分承知している。しかし、この流れの後に1度、恐らく教育委員会の方にまた戻ってくるはずである。そしてこれから議会への説明責任、そしてまた県民に対する説明責任があると思うが、その時期はいつごろか。

答弁（大村 虔一 教育委員会委員長）

まだはっきりしているわけではないが、21年度の中で大きなフレームをつくることになる。ただし、教育委員会でも、一生懸命の間議論したことをお伝えしていき、早い段階で一度話し合いを行いたいと考えている。それができ上がり次第、できた方向について教育委員会で議論し、また議会の方にも紹介するというような段取りになると考えているので、2年後ぐらいか、平成22年度ぐらいになるものと考えている。ただし、この間のいろいろな状況を見ていると、非常に理想高い改革を進めていく中で細々としたところの問題があるというふうに、心配している。個性ある高校をつくるためには、学校、生徒、

それから同窓会、父兄、地域の人たちの協力が、欠かせないものであり、そうした力を学校につけていかなければならないので今のうちから、できるだけ集められる資料を集めていきたい。また、今年卒業する生徒さんの意見なども聞いていきたいと考えている。

質問 3. 共学化における教育環境整備計画について

中学卒業予定者の人口減少が比較的緩やかな仙台圏域である共学化に移行した平成 19 年度の仙台第二高、平成 20 年度の宮城第一高において、仙台第二高では女子生徒、宮城第一高では男子生徒が、施設の関係から運動部活動が十分に行えないなどの問題点を、さきの 9 月の定例会一般質問で行った。恐らくこの 2 校は、共学化したことにより、現役大学進学率は上がり、魅力ある学校のあり方として一定の評価もされることだろう。学力面では喜ばしいことであるが、同時に、学力やスキルにとらわれない、人間としての総合的な能力を育成することは、社会で生きていくためには何よりも大切なことである。高校生という心も体も多感な時期に部活動などにおいて希望を取り入れられないという制約が起らないように、良好な教育環境整備を行っていくことは不可欠であると考えている。そこで、既に共学化した、これから共学化をする仙台圏域の高校教育環境整備の計画があるかどうか。また、課題等があるかどうか。

答弁（小林 伸一 教育長）

県立高校の共学化に際しては、トイレ、更衣室などの必要施設の整備を最優先事項として取り組んでいる。これまで、仙台圏を初めとして既に共学化を実施した高校におきましては、部活動の数の実質的な増加に伴い、旧男子校における女子生徒、旧女子校における男子生徒の所属できる部活動が制限されるなどの課題も生じている。そこで、体育館やグラウンドなど運動部活動に必要な施設の整備につきましては、生徒の入学状況や部活動状況の推移などを踏まえ、優先度を考慮しながら進めていく必要がある。特に仙台圏においては、校地が極めて狭隘な高校もあることから、厳しい財政状況ではあるが、施設環境の充実に最大限努めていきたいと考えている。

質問 4. 平成 23 年度からの新たな県立高校将来構想について

新たな県立高校将来構想の骨子素案が県立高校将来構想審議会にて、現在、検討されているところであるが、平成 13 年度につくられた県立高校将来構想に基づき、これまでの教育行政が進められてきたことを省みれば、未来ある子供たちへの教育、そして、次の時代を担う社会人の育成にも非常に大事なものである。行政として県民へ広く開かれた意見聴取と説明責任をしっかりと果たすべきであると考えているが、平成 23 年度からの新たな県立高校将来構想はどのようなプロセスを踏んでいくのか。

答弁（小林 伸一 教育長）

新たな県立高校将来構想については、平成 23 年度から十年間の高校教育のあり方を示すものであり、県民生活に密接にかかわる構想として、策定に当たっては、さまざまな県民の御意見を聞き、更には十分な説明を行いながら進めていくことが肝要である。そのため、現在、県立高等学校将来構想審議会においては、教育、行政、産業等の幅広い視点から御審議いただくとともに、昨年 11 月には、一般県民や中高生及び保護者等、合計約 9500 人を対象とした意識調査を実施し、県民の意向の把握に努めている。また、同審議会では、来年度早々に取りまとめる中間案について、県内数カ所で開催する意見聴取会やパブリックコメントを通じて、学校関係者や地域住民の意見を求め、最終答申をまとめていき、あわせて、中間案につきましては議会にも御報告していきたいと考えている。

県教育委員会としては、答申後、新たな将来構想とそれに基づく実施計画を決定していくことになるが、その過程においても、県内各地で説明会を開催するなど十分に説明責任を果たしながら、新たな構

想を策定していきたい。

質問 5. 学校評議員制のあり方について

宮城の未来の担い手となる人材育成のためには、魅力ある学校づくりの一層の推進は不可欠である。校長による指導力を大いに期待するところであるが、学校だけの努力では限界もあるのではないかと危惧するところである。

本県において、全校に配置されている学校評議員制をその学校運営と教育方針の評価にとどまるものではなく、幅広い民間の柔軟な発想力を積極的に取り入れ、魅力ある高校づくりのための検討組織としてもその役割を果たすべきであると考えているがどうお考えか。

答弁（小林 伸一 教育長）

学校評議員については、校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べるという役割を担っており、保護者の意向や地域のニーズ等を踏まえ、開かれた学校づくりを進める上で意義あるものと認識している。現在、県内の高校におきましては学識経験者や民間企業の関係者、PTAや同窓会の関係者などに学校評議員を委嘱し、魅力ある学校づくりに向けていろいろなアドバイスを受けている。

県教育委員会としては、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるために、外部の目による評価や意見が大きな参考になると考えており、今後とも、各学校が学校評議員を積極的に活用できるよう支援していきたいと考えている。

質問 6. 高校教育と地域社会とのかかわりについて

21世紀枠において県立利府高校の春の選抜甲子園初出場は、野球関係者の1人としても大変喜ばしく、県民皆様とともに、その活躍を大いに期待している。この選出には、甲子園で常に好成績を誇っている宮城代表としての利府高校野球部による県大会優勝の評価がまずある。今回、私たち県民の代表として更に誇りに思えることは、高校全体で多くの地域貢献の取り組みを長年行ってきたことが、選考評価の大きな要因にもなったことである。利府高校のこのような姿を更に広く推進していき、生徒の人格形成のためにも活発に取り組まれるべきである。そこでこれからの高校教育と地域社会とのかかわりについてどう考えるか。

答弁（小林 伸一 教育長）

利府高校においては、地元利府町と連携を深めながら教育活動を展開し、大きな成果を上げている。また、県内の他の高校でも、高校生による地域でのボランティア活動や、高校生が講師として小中学生に教える出前授業、あるいは企業におけるインターンシップなど、さまざまな形で高校と地域社会との連携による教育活動が行われている。このような高校と地域社会との連携については、高校生の社会性やコミュニケーション能力の育成という点からも大きな教育的効果があると認識している。

県教育委員会としては、それぞれの高校が魅力ある学校づくりを進める上で、地域社会との連携は重要な要素であると考え、そのための各高校の取り組みを今後とも支援していきたい。

〔大綱 2 点目. 子育て環境の改善と新しい制度構築〕

少子化、子育て支援の取り組みは、多くの人々が大きな関心を持ち、この国の将来にかかわる問題で、行政の力が惜しみなく注がれるよう取り組まれていかなければならないことである。そして、子育て環境の改善や新しい制度構築に向けて行政が果たす役割は増している。

質問 1. 待機児童について

平成 20 年 4 月現在、待機児童は宮城県で 1270 人、47 都道府県でワースト 5 位。そして、仙台市の待機児童は 740 人で全国市町村中ワースト 1 位。県においても、昨年 2 月、新待機児童ゼロ作戦が策定され、22 年度まで集中重点期間として、保育施設や放課後児童対策を量、質ともに充実強化していく取り組みを行っている。

そこで、短期的な見通しである 22 年度までに削減できる待機児童数の目標数値はどれくらいか。また、県において、待機児童が集中する仙台圏域と待機児童が広範囲に散在する郡部では、その支援策が異なると思うが、それぞれの基本的な方針はどうか。

答弁（村井 嘉浩 知事）

平成 20 年 4 月 1 日現在における宮城県所管区域における待機児童数は 530 人と増加傾向にあり、これに対応するために平成 21 年度から待機児童解消推進事業を実施する。具体的には、保育所の新設による入所定員の拡大や事業所内保育施設整備、家庭的保育事業等、地域の社会資源を活用した施策を展開し、平成 22 年度までに約 400 人分、今後の需要増加分を見込んで、平成 24 年度までには約 600 人分の受け入れ枠を確保している。

また、仙台圏域とその他の圏域の実情に違いが認められることから、仙台圏域については保育所整備を中心とした対策を、他の圏域については家庭的保育事業の実施や幼稚園等との連携など、小規模単位でのさまざまな受け皿づくりを進めていきたい。

→再質問

待機児童の関係である。22 年度に 400 人削減する目標、さらに、24 年には 600 人、いわゆる人口のこれからの増加もあるが、ほぼこの 24 年度である程度の一定の見通しがつくという理解でいいのか。

再答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

仙台市所管分と県所管分とあり、いずれ一緒にやっていくが、600 人と申し上げたのは、ある程度潜在的な需要や、あるいは今後女性が働く機会が多くなることによって伸びる需要というのを見て、600 人程度というふうに見ている。需要が増えれば、また頑張っていきたい。

→再々質問

すこしわかりづらいのですが、いわゆる 24 年には解消される見込みであるかどうかについてお聞きしたい。

再々答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

間違いなく解消できるという言い方は難しいと思うが、需要の見込みが難しいところがあるため、いずれ頑張る努力をしていきたい。今のところの見込みでは何とかできるかというふうな思いは持っている。

質問 2. 保育ママ事業の設置の推移と法制度による位置付け

昨年 11 月に改正児童福祉法が成立し、子育て経験のある女性や保育士資格を持つ人など自宅で預かる家庭的保育事業「保育ママ事業」が法的な制度に位置付けられた。待機児童数削減のため、その役割を大いに期待している。県における保育ママ事業の設置の推移と法的な制度に位置づけられたことにより、今後どのように取り組まれていくのか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

家庭的保育事業、いわゆる保育ママ事業は、家庭的な雰囲気の中で少人数の保育を行うことから、子供や保護者と密接な関係を築きやすく、柔軟な対応ができるというメリットがあるが、一方で、保育者が孤立しやすいことやサービスにばらつきがあるなどの課題があった。しかし、昨年、事業の見直しが行われ、保育者への支援体制が整備されるなど制度の改善が図られてきて、県としても平成 21 年度から新たに導入することにした。

家庭的保育事業は、低年齢児の保育ニーズが高い地域や児童が散在している地域においては効果的な対策であると考えており、今後、各市町村と連携しながら、普及、拡大を図っていきたいと考えている。

質問 3. 乳幼児の医療費助成

国の少子化対策予算は年々拡充されてきているが、予算の一部は使途が限定されない地方交付税として自治体に配分されるため、子育て支援策の代表的な妊婦健診の助成や乳幼児の医療費助成の制度において、都道府県や市町村によって大きな開きがある。安心安全に子供を産めるための妊婦健診の助成制度は、宮城県内市町村においても、5 回から 14 回分の妊婦健診の費用助成回数が多いところと少ないところのばらつきがあったが、今回の第 2 次補正予算措置により、14 回の妊婦健診が無料になり、地域による開きは解消される見込みとなった。

一方、乳幼児の医療費助成制度を調査すると、都道府県が対象年齢や自己負担の有無を定め、市町村によっては独自に上乗せをしているため、就学前まで通院費を助成している都道府県は 25、就学前まで入院費を助成している都道府県は 34 である。同様に、県内の市町村においても、就学前の通院費、入院費の助成にばらつきがある。全国的に見た本県乳幼児の医療費助成の位置づけと県内市町村のばらつきをどのようにとらえているか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

宮城県の乳幼児医療費助成制度は、入院については就学前まで、通院については 3 歳児未満の児童を対象に助成した市町村に対して、県がその所要の 2 分の 1 を補助しているが、全国的な位置づけについては単純に比較できないが、他県と比べると充実している状況にはない。また、県内市町村についても、財政状況が非常に厳しい中、一般財源で独自に助成していることから、ばらつきがある。安心して子供を産み育てることができる環境整備のためにも、今や国が社会保障制度の機能充実、その一環として医療制度の充実をする必要があると考えている。

質問 4. 出産や育児に関する手続き

現在、出産や育児に関する手続きの煩雑さが問題の 1 つとなっている。妊娠すると、妊娠届や母子手帳の交付申請、出産後には出生通知を提出した後、更に児童手当や乳幼児の医療費助成を受けるための申請、こうした手続きが 20 種類以上あることは、妊娠、出産をした女性には大きな負担となっている。市町村の窓口に行かなくても済む、住基カードを活用したインターネットで行えるようなシステムを構築すべきであるが、国への働きかけも含め、本県ではどのように考えているか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

妊婦や出産時の女性は、身体的にも精神的にも負担の大きい時期であり、妊娠届や出産届等各種手続きが電子申請により可能になることは、妊産婦の負担軽減を図る上で 1 つの方策であると考えている。しかしながら、出産や育児に関する届け出の際、保健師が妊産婦の心配事や不安を解消するため直接面接することも重要である。また、訪問して必要な手続きの支援を行っている市町村もあるので、県としては、市町村の考えを伺いながら対応していきたいと考えている。

質問 5. みやぎっこ子育て家庭応援事業 PR について

昨年 6 月から始めた中学生未満の子供又は妊婦がいる家庭が対象である、みやぎっこ子育て家庭応援事業は、知事初め担当職員の努力のおかげで、先月まで協賛店は 2224 店舗まで広がり、受けられるサービスの内容も、商品の割引やカードのポイント割増、そして教育ローン金利の優遇など多種多様である。子育て世代の経済的負担を緩和し、社会全体で子育て家庭を応援していこうとする、このような素晴らしい事業を約 21 万世帯の子育て家庭へ、そして、新規協賛店の拡充のため、より積極的に PR していかなければならない。

そこで、これまでの応援カードとあわせて、今ある、みやぎっこ応援サイトの中で QR コードから取得できる携帯版応援カードの新設を提案したいがどうか。

答弁（鈴木 隆一 保健福祉部長）

この事業では、市町村と連携し、妊婦及び中学生以下の児童がいる対象世帯に、学校、保育所等を通じてカードを配布している。

携帯電話版応援カードという御提案については、対象世帯としての特定のために、事前に何らかの申請登録が必要であるということや協賛店の理解が必要であることなどから、今後の利用促進を更に進める中で検討していきたい。

〔大綱 3 点目. 花粉症対策〕

花粉症を患う者にとって、毎年春に向かうこの時期は悩ましい時期である。政府発表の資料によれば、現在約 5 人に 1 人が花粉症であるという数字も示されている。さまざまな対策商品や薬が店には並び、天気予報とともに飛散情報は毎日流れており、今では季節の風物詩とも言えるように、私たちの生活の中に溶け込んでいる。

戦後の国策による植林政策が大きな原因の 1 つであることは間違いなく、県においても見過ごすことのできない課題であると認識している。植林された杉のその多くが昭和 30 年代に植えられたものとされている。杉は、樹齢 25 年から 30 年のころに多くの花をつけ、花粉症の原因となる杉林が年々増加の中、現在そのピークを迎えている。また、前年の夏の気象が花粉の量を左右し、地球温暖化による夏の日照時間の増加と気温の上昇が年を追うごとに花粉症の深刻化に拍車をかけている。花粉症に悩む方々への予防として、治療法の開発も進められているが、対策の根本は、原因となる杉林、森林の再生にあり、林業や環境といった角度から多角的、重層的にとらえなければならない問題である。森林の再生には時間がかかることから、今始めていける小さなことからでも実行していくべきであるとする。

質問 1. 杉花粉の飛散量削減の目標数値

さきの9月定例会において、温暖化対策の問題で環境税に触れた質問をした折、現在花粉の少ない品種の開発が進み、平成29年に約7万本の苗木を生産することを知事より御答弁いただいた。この取り組みにおいて、平成29年までの間にどのような計画があるのか。そして、7万本の苗木を植えることでの飛散量削減の目標数値を具体的に設定されているかどうか。

答弁（村井 嘉浩 知事）

杉花粉の発生源対策は、国の方針に即して策定した宮城県スギ花粉発生源対策推進プランに基づいて行うこととしている。このプランでは、県の林業技術総合センターと宮城県農林種苗農業協同組合とが連携し、花粉の少ない苗木の増産に向けた体制を整備することで、平成29年度には約7万本の苗木を生産し、花粉の少ない森林への転換や針葉樹と広葉樹をまぜて植栽する針広混交林への誘導を推進することなどを掲げている。

飛散量削減の目標だが、平成29年度までに供給が見込まれる花粉の少ない杉品種の苗木は、合計で32万7千本となる。今後は、これらの苗木を有効に活用し、平成29年度時点で杉再造林面積の20%確保を目標として、花粉による影響の低減に努めていきたい。

質問 2. 杉花粉発源地域の把握について

改良品種の植林を進めるに当たり、花粉発源地域の特定は重要なことである。その森林が木材生産となる生産型の森林であれば花粉の少ない杉を、自然環境を保全とする森林であれば広葉樹の植林も混ぜ合わせることで森林資源を保ち、花粉を軽減するというのも対策の1つである。これは改良品種の増産を待たずとも、今からでも取り組める対策である。そのためにも地域特性の把握は重要であり、花粉症の原因とされる杉が多い森林などの地域をどこまで把握されているのか。

答弁（伊東 則夫 農林水産部長）

我が県の森林は、森林法に基づき、その機能により3つに区分し、管理している。杉林が多い地域は、北上山地西部、奥羽山脈東部となっており、花粉の少ない杉の植林については、花粉症患者が多い都市部への飛散を抑制することがより効果的と考えられることから、仙台市を初めとする市街地周辺地域を重点的に進めている。

水源涵養や環境保全を重視する森林については、杉以外の広葉樹を混植するなどし、森林の整備を図っているところである。

質問 3. 花粉症対策と事業について

現在、県民や県内企業の環境、社会貢献の促進を目的とする森林づくりを支援する事業、わたしたちの森づくり事業やみやぎの里山林協働再生支援事業が行われている。花粉症対策という視点であれば、現在の苦しい財政状況の中で新たな予算をつくり出すことは厳しいところである。現在進行中のこのような事業に抱き合わせるにより、幅広く進められることはできないだろうか。それぞれの事業がより公益性の高いものになると考え、事業の応募者にとっても身近にある問題解決にも貢献するという新たな付加価値をつくり出すものと考えている。そのことについて、どう考えるか。

答弁（伊東 則夫 農林水産部長）

我が県では、そうした活動の場への県有林の提供と技術的な支援を行う、わたしたちの森づくり事業や、企業等と森林所有者の橋渡しを行うみやぎの里山林協働再生支援事業を展開している。これらの事

業に参加している企業等からは、針葉樹よりも広葉樹植栽の希望が多く聞かれ、このような傾向は今後ますます強まるものと考えられる。これらの事業を活用した広葉樹の植栽は、環境の保全のみならず花粉症対策の一助にもなり、公益性が高く企業のイメージアップにもつながることから、御提案を踏まえて、更なるアピールに努めていきたい。

質問 4. 花粉症対策のより良い取り組みについて

花粉症対策の先進的な東京都では、平成 17 年に、部局の垣根を越えた東京都花粉症対策本部を組織し、さまざまな取り組みを行っている。その 1 つの取り組みとして、花粉の少ない森づくり募金「スリーコイン・ワンツリー運動」を行っている。この運動は、3 枚の 500 円硬貨に当たる 1500 円の募金に対し、山の杉 1 本を切り出し、花粉の少ない杉を植えるという募金運動である。社会的に関心の高いこの問題に対し、広く参加と協力を求めながら進めていくことが重要であり、我が県においてもこのような運動を行えば、より花粉症対策が県民に広まりながら具体的に進行していくものとする。そして、そのような土壌をつくるには、県においても部局の垣根を越えたプロジェクトチームを設け、東京都のような募金運動を企画し、問題の解決に対する意思表示を示すべきであるとする。これについてどう考えるか。

答弁（伊東 則夫 農林水産部長）

我が県では、以前から社団法人宮城県緑化推進委員会において、緑の募金活動を通じて県民、企業、家庭などからの御協力をいただき、県土の緑化推進に取り組んでいる。この緑化推進活動では、広葉樹の植栽による里山林整備が実施されていることから、花粉の少ない森林づくりに寄与していると考えている。現時点では、昨今の厳しい経済情勢をかんがみ、新しい募金の創設よりも既存の緑の募金を活用することが現実的であると考えられることから、今後、この募金に関する啓発・広報に努め、一層の活用を図ることで、花粉の少ない森林づくり活動を支援していく。

→再質問

この問題は、県民全体の機運を高めないと、解決できる問題でないと思うので、募金運動はお金を集めるというより私は、県民の意識をそちらの方に向けることが大切であるとする。そういった部分を踏まえて、そのお金を使って事業をするのではなく、機運を高めるために使うべきだと考えるがどうか。

再答弁（村井 嘉浩 知事）

花粉の募金にかかわらず、私どもが旗頭になって、市町村と協力し、そして県民の皆さんを巻き込んでいろんな事業をやっていききたいというふうを考えている。そこで、杉花粉に特化した募金というのは、答弁したようになかなか難しいと思うのだが、その他の募金を集めて、それをそのように活用するということも可能なので、一生懸命頑張っていきたい。

〔大綱 4 点目. クリーンエネルギーの普及に対する取り組み〕

地球温暖化への取り組みと世界的不況の中、新たなる産業構造と雇用を生み出すことから、クリーンエネルギーと言われる自然エネルギー導入促進政策の強化が世界各国で急速に進み出した。宮城県においても、クリーンエネルギー関連新規主要事業として今年度約 10 億円の予算が組み込まれた。その中には、住宅用太陽光発電システム導入の助成事業も組み込まれ、さきの 9 月定例会で導入検討をお伺いした 1 人として大変喜ばしく感じている。宮城県に既に進出の決定している関連企業を支援し、これから更なる企業の誘致を進めるためにも、クリーンエネルギーの普及に対する取り組みは、我々の未来への試金石であると考えている。

質問 1. 今後の助成事業について

このたびのクリーンエネルギー関連新規主要事業、クリーンエネルギー自動車、住宅用太陽光発電システム、民生用燃料電池と、3 つの導入への助成は、それぞれ単年度事業とされている。単年度となれば、助成対象の商品は、現在まだ価格が高く、今の厳しい不況下では県民の購入意識がすぐに高まることを望むのは厳しいのではないかと。そのためにも、長期的な視野での助成事業とすることを強く望むがどうか。

答弁 (村井 嘉浩 知事)

来年度実施のクリーンエネルギー導入に対する助成は、これまでの普及啓発事業などに加え、より効果的な対策として喫緊の課題である地球温暖化対策の推進を目的に行うものである。これらの事業の財源は、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を充当したもので、大変厳しい財政状況の中にあっても、地球温暖化防止のためには、クリーンエネルギーの導入拡大が必要不可欠なので、助成を実施することとした。平成 22 年度以降については、平成 21 年度における事業の効果や今後の国の動向、県の財政状況などを踏まえ、総合的に検討していきたい。

質問 2. 推奨企業の指定や認証制度が必要かどうか

これから活性化する市場として進出する企業も多く見込まれる太陽光発電の設備であるが、過去に給湯機器で社会問題化した前例もあり、施工、契約、保守管理などのトラブルに対し社会的フォローが不可欠となる。行政としても消費者と企業の間立ち、しっかりとした支援と監視を行っていくべきである。今後、県民が安心して太陽光発電システムの導入を行えるよう、推奨企業の指定や認証制度などを設けるべきだと考えるが、どうか。

答弁 (今野 純一 環境生活部長)

現在、システムの設置につきましては、電気工事士が電気工事を行うことが義務づけられているほか、品質・性能やメンテナンスの確保ということが国の補助制度の要件として定められていることなど、必要な体制が確保されているものと考えている。

なお、県としても、県の助成制度の広報に当たりましては、この導入時のチェックポイントについて周知を図ってまいりたいと考えている。

質問 3. 住宅関連の補助・助成制度 PR について

新築購入や耐震補強などの改築の際、住宅用太陽光発電システム、民生用燃料電池の購入が予想されます。そこで、このたびの助成制度も含め、本県が策定しているさまざまな住宅関連の補助・助成制度を県民にわかりやすく整理をし、PR すべきだと考える。そのような告知媒体や一本化した窓口などをつくるべきであると考えているが、どうか。

答弁（三浦 良信 土木部長）

現在、住宅に関する情報の提供については、土木部住宅課が窓口になっており、御指摘の助成制度も含め庁内横断的に情報を共有し、住宅に関する総合的なワンストップ窓口として機能するよう充実に図っていく。

質問 4. クリーンエネルギー導入の目標について

このたびの助成事業は、購入に対する助成だけにおさまらず、クリーンエネルギー導入の取り組みを県民に意識させる有効な事業でもある。そのためにも、クリーンエネルギー導入の本県の指標である自然エネルギー等導入促進及び省エネルギー促進に関する基本的な計画の取り組み強化を県として再度明確にすべきだと考える。そこで、今年度の新規事業に関連する太陽光発電の設置件数、クリーンエネルギー自動車導入台数を今年までの数量の見込みと、来年の目標はどうか。

答弁（今野 純一 環境生活部長）

導入状況は目標を下回って推移をしていることから、これらのクリーンエネルギーを導入する県民の方々に対して助成を行うということによって、普及の加速化を図ることにした。この事業の実施などにより、クリーンエネルギー自動車については年間約 2400 台の導入が見込まれ、今年度末の推計の総導入台数から約 25%増加し、計画に対する達成率は約 26%と見込んでいる。

また、住宅用太陽光発電システムについては、年間約 1500 台の導入を見込んでおり、今年度末の推計の総導入件数から約 21%増加し、達成率は約 76%となると見込んでいる。

質問 5. エコむすび丸の活用について

これまで地球温暖化問題には、「ダメだっちゃ温暖化」などのキャンペーンを行ってきた。更に、すべての県民へ理解と協力を求めるため、昨年仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの成功例を持ち出してはどうか。自分たちが住むふるさと宮城を改めて理解して得たこの県民意識を、今度は環境というステージで生かしてもらいたい。そのためにも、仙台・宮城 DC 成功の立役者であるむすび丸を活用してもらおうことを強く願う。あの愛くるしいキャラクターは、すべての世代の県民に広く受け入れられ、キャンペーン推進に大きな功績を果たした。今度は、むすび丸のエコバージョンとしてグッズに県産木材を使用するなど、エコむすび丸に新たなる宮城のエコキャンペーンを牽引してもらい、地球温暖化問題を県民一丸で取り組みたいと考えるが、どうか。

答弁（村井 嘉浩 知事）

提言のように、エコキャンペーンにおいてむすび丸の人気にあやかるとは有効であると考えられるので、今後県が主催する環境イベントや市町村などが主催するイベントにおいて、むすび丸やそのグッズを活用することについて検討していきたい。